

空き家の改修や片付けに 補助金を交付します

空き家を有効活用し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、空き家バンク」に登録された空き家の売買及び賃貸借に伴い要する改修や空き家の片付けに要した経費に対し、補助金を交付します。

補助対象者

空き家の売買又は賃貸借の契約を締結した方で次に該当する方

- ① 空き家バンクの登録物件の所有者
- ② 空き家バンクを利用して空き家を購入した方
- ③ 空き家バンクを利用して空き家を賃借した方

※空き家の購入、賃借をする方は補助金交付から5年以上居住することが条件です。

補助金の額

補助対象となる改修、片付けに要した経費の2/3以内で、補助金の額は上限50万円とし、予算の範囲内で交付します。

改修、片付けの施工

補助金の対象となる改修工事は、立科町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主に、片付けは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可を受けた一般廃棄物処理業者に依頼することが条件となり、平成30年4月1日以降の施工を対象とします。

申請方法

補助金の交付を希望される方は補助金交付申請書に必要事項を記入するとともに、申請に必要な添付書類を添えて申請をしてください。

詳しい補助要件等については事前にお問合せください。

お問合せ

企画課 企画振興係
電話 88-8403
有線 2311



移住定住促進事業 新築住宅補助金について (平成31年度まで)

◆ 移住・定住者の新築住宅建設 に補助金を交付します

この補助金は、立科町への移住者及び町内在住者で一定の要件を満たす方が行う住宅の新築に要する経費の一部を補助することで、移住・定住を促進し、加速化する人口減少に歯止めをかけ、定住人口の増加による地域の活性化を図ることを目的としています。

補助対象者

- (1) 移住者
立科町外に5年以上居住し、平成28年4月1日以降に立科町に住民票を移動する方
- (2) (1)の移住者で、本人若しくは配偶者が満40歳未満の方、又は同居する15歳未満（15歳に到達した日の属する年度の末日まで）の子を扶養している方
- (3) 町内在住者で、夫婦いずれかが満40歳未満の方、又は同居する15歳未満（15歳に到達した日の属する年度の末日まで）の子を扶養している方

補助金の額

補助対象者の(1)～(3)の区分ごとに、それぞれ50万円を予算の範囲内で交付します。ただし、補助金の合計が100万円を超える場合には100万円とします。

補助金申請に必要な書類

補助金の申請は、次の書類を添えて提出してください。

- (1) 立科町移住定住促進事業新築住宅補助金交付申請書
- (2) 補助事業に係る経費が確認できる書類（工事請負契約書等又は見積書）の写し
- (3) 位置図、平面図、立面図
- (4) 住民票謄本
- (5) 納税証明書（移住者にあつては、前住所地の納税証明書）

詳しい補助要件等については事前にお問合せください。

問合せ先

企画課 企画振興係
電話 88-8403 有線 2311